

○厚生労働省
環境省
経済産業省
告示第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第八項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十四年三月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

経済産業大臣 枝野 幸男

環境大臣 細野 豪志

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定 官報整理番号
に基づき、優先評価化学物質として指定した化学物質の名称

89 過酸化水素	(1) - 419
90 メタノール	(2) - 201
91 ジエタノールアミン	(2) - 302
	(2) - 354
92 過酢酸	(2) - 689

9 3	無水酢酸	(2) - 690
9 4	アクリル酸	(2) - 984
9 5	クロロ酢酸ナトリウム	(2) - 1146
9 6	シクロヘキサン	(3) - 2233